

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終(現時点)								
001	令和4年05月09日	令和4年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務委託	8,140,000		8,140,000	環境政策局地球温暖化対策室	中外テクノス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002	令和4年04月01日	令和4年度子どもエコライフチャレンジ推進事業	13,704,735		13,704,735	環境政策局地球温暖化対策室	特定非営利活動法人気候ネットワーク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003	令和4年04月25日	令和4年度京都脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務委託	13,575,000		14,075,000	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004	令和4年04月01日	令和4年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務	16,500,000		16,500,000	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
005	令和4年06月01日	京都市脱炭素地域創出促進事業	9,966,000		9,966,000	環境政策局地球温暖化対策室	株式会社イー・コンサル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
006	令和4年06月01日	令和4年度住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業に関する業務	60,000,000		60,000,000	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
007	令和4年04月01日	令和4年度省エネ行動促進プログラム実施業務	9,844,750		9,844,750	環境政策局地球温暖化対策室	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
008	令和4年09月12日	令和4年度京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金の申請確認等業務	6,957,500		6,957,500	環境政策局地球温暖化対策室	一般社団法人京都府建築1事務所協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
009	令和4年04月01日	し尿収集及び運搬業務委託	予定総額 259,134,084		259,134,084	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	京和産業株式会社、有限会社大成淨実社、大同興業株式会社、有限会社和田産業、有限会社共栄産業、日進浄化槽センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010	令和4年04月01日	し尿前処理施設保守管理業務委託	12,884,300		12,884,300	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	三菱化工機アドバンス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	令和4年04月01日	リユースびん等の拠点回収に係る業務委託	14,243,805		14,243,805	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	京都硝子工場屋協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	令和4年04月01日	使用済み蛍光灯の処理・処分等業務	予定総額 5,280,000		5,280,000	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	野村興産株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	令和4年04月01日	電力の供給(北部まち美化事務所ほか10施設)	予定総額 38,538,971		38,538,971	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	株式会社V-Power	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
014	令和4年04月01日	令和4年度一般廃棄物処分委託(南部クリーンセンター・焼却灰分)	予定総額 118,877,000		118,877,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	令和4年04月01日	令和4年度一般廃棄物処分委託(東北部クリーンセンター・焼却灰分)	予定総額 65,549,000		65,549,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016	令和4年04月01日	令和4年度一般廃棄物処分委託(北部クリーンセンター・焼却灰分)	予定総額 73,326,000		73,326,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	令和4年04月01日	令和4年度一般廃棄物処分委託(南部クリーンセンター・ばいじん分)	予定総額 44,440,000		44,440,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和4年04月01日	令和4年度一般廃棄物処分委託(東北部クリーンセンター・ばいじん分)	予定総額 51,106,000		51,106,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019	令和4年04月01日	令和4年度一般廃棄物処分委託(北部クリーンセンター・ばいじん分)	予定総額 25,553,000		25,553,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	令和4年04月01日	電力の供給(水垂排水処理施設)	予定総額 5,279,106		5,279,106	環境政策局適正処理施設部施設管理課	丸紅新電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
021	令和4年04月01日	電力の供給(京都市西部圧縮梱包施設)	予定総額 7,183,112		7,183,112	環境政策局適正処理施設部施設管理課	丸紅新電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
022	令和4年04月01日	令和4年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託	16,981,000		16,981,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	京都市北部クリーンセンター関連施設アール管理運営協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
023	令和4年04月01日	令和4年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託	153,595,000		153,595,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協力会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品			
024	令和4年04月01日	京都市北部資源リサイクルセンター運転維持管理業務委託	642,997,080		642,997,080	環境政策局適正処理施設部施設管理課	京都かんきょう株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
025	令和4年04月01日	令和4年度京都市横大路学園プラスチック製容器包装中間処理業務委託	予定総額 72,429,390		72,429,390	環境政策局適正処理施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協力会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品		
026	令和4年04月01日	令和4年度混色カレット選別再資源化業務委託	予定総額 10,656,360		10,656,360	環境政策局適正処理施設部施設管理課	株式会社タカハシ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
027	令和4年04月01日	令和4年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託(その1)	25,080,000		25,080,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
028	令和4年08月01日	令和4年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託(その2)	76,780,000		76,780,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
029	令和4年04月01日	令和4年度京都市北部クリーンセンター他プラント設備保守管理委託(その1)	264,000,000		264,000,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
030	令和4年04月01日	令和4年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託(その1)	5,940,000		5,940,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	極東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
031	令和4年09月30日	令和4年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託(その2)	11,990,000		11,990,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	極東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
032	令和4年04月01日	令和4年度京都市西部庄船橋包施設プラント設備保守管理委託	9,394,000		9,394,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	株式会社タクマ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
033	令和4年04月01日	令和4年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託	15,378,000		15,378,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	環境計測株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
034	令和4年07月19日	京都市南部資源リサイクルセンター整備工事ただし、自動火災報知設備改修工事	5,720,000		5,720,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	能美防災株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
035	令和4年04月01日	令和4年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託(その1)	54,670,000		54,670,000	環境政策局南部クリーンセンター工場課	日立造船株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
036	令和4年07月29日	令和4年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託(その2)	248,270,000		248,270,000	環境政策局南部クリーンセンター工場課	日立造船株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
037	令和4年04月01日	令和4年度京都市東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム保守管理委託	12,430,000		12,430,000	環境政策局東北部クリーンセンター	株式会社アセック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
038	令和4年04月01日	令和4年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託	8,250,000		8,250,000	環境政策局東北部クリーンセンター	株式会社堺場テクノサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
039	令和4年04月01日	令和4年度京都市東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託(その1)	359,700,000		359,700,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
040	令和4年06月27日	令和4年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託	13,530,000		13,530,000	環境政策局東北部クリーンセンター	島津システムソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
041	令和4年06月30日	令和4年度京都市東北部クリーンセンター2号が第1放射室ボイラ水管整備委託	57,750,000		57,750,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
042	令和4年09月16日	令和4年度京都市東北部クリーンセンターNo.1金属コンベヤベルト整備委託	8,250,000		8,250,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
043	令和4年09月30日	令和4年度京都市東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託(その2)	35,200,000		35,200,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
044	令和4年04月01日	令和4年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託	11,129,756		11,129,756	環境政策局北部クリーンセンター	株式会社島津アクセス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
045	令和4年04月01日	令和4年度京都市東部山間埋立処分地 車両管理システム保守管理委託	8,800,000		8,800,000	環境政策局埋立事業管理事務所	シンワシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
046	令和4年04月01日	電力の供給(京都市東部山間埋立処分地ダムサイト管理事務所)	予定総額 13,161,242		13,161,242	環境政策局埋立事業管理事務所	丸紅新電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和4年5月9日
- 4 履行期間
令和4年5月9日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区西中島7丁目1-5
中外テクノス株式会社関西支社
- 6 契約金額（税込み）
8,140,000円
- 7 契約内容
 - (1) 特定事業者の事業者排出量削減計画書制度（オンライン講習、データベース管理支援等）
 - (2) 準特定事業者のエネルギー消費量等報告制度（オンライン講習、省エネ・最適化診断等）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、事業者排出量削減計画書制度等の効率的な推進を図るために実施するものであり、その実施には、エネルギー分野について専門的な技術及び能力を十分に持つ事業者のノウハウを活用する必要があることから、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、プロポーザルを行ったうえで随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度こどもエコライフチャレンジ推進事業
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区帯屋町574番地
特定非営利活動法人気候ネットワーク
- 6 契約金額（税込み）
13,704,735円
- 7 契約内容
 - (1) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」の作成
 - (2) 学習用動画コンテンツの作成
 - (3) 冊子の配送
 - (4) エコライフ診断書の作成
 - (5) 診断書の内容確認
 - (6) 診断書の配送
 - (7) 小学校への対応
 - (8) 診断書電子化システムの構築（電子診断書作成ソフトの開発）及び、試行実施への対応
 - (9) 運営会議の開催
 - (10) 実施報告書等の作成
 - (11) 私立小学校への対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市では、次代を担う子ども達に対する地球温暖化問題に関する啓発活動として、本事業を平成17年から継続実施している。

本事業は、全市立小学校等で、教員が実施する環境学習の授業において、冊子「こどもエコライフチャレンジ」を用い、効果的な環境学習を行い、対象児童たちが、2～3週間程度の一定期間、同冊子を活用し、日常生活における地球温暖化問題について、自ら考え、体験することを通じて、家庭でのエコライフの実践継続を図ろうとするものである。

したがって、本事業の実施、運営に当たっては、社会における市民生活に伴う二酸化炭素排出量

の現状や、その減少のための対策について、各種専門的な知見を有し、冊子「こどもエコライフチャレンジ」の作成、配送、取組結果の集計・解析に必要な能力、経験、機器を有していることが必要不可欠な条件である。

更に、全市立小学校等及び京都市教育委員会指導部学校指導課との連絡、調整等が必要で、人的ネットワークとこれらを後方支援できる組織体制が整っていることも不可欠な条件となる。

以上のとおり、本事業遂行のための事業者選定に当たっては、各条件等を問題なく受け入れることができ、また、環境学習という特殊性に鑑みると、同学習に関する熟成したノウハウが必要であることから、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、プロポーザルを行ったうえで随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年4月25日
(変更後) 令和4年9月21日
- 4 履行期間
令和4年4月25日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13
公益財団法人 京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 13,575,000円
(変更後) 14,075,000円
- 7 契約内容
(1) 企業等連携によるプロジェクトの創出及び実証支援
(2) 市民ワークショップ等の開催
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本業務については、事業者等とともに、市民が脱炭素ライフスタイルに転換するために取り組みやすいプロジェクトを創出し、実証支援や情報発信をすることや市民向けのワークショップを開催する必要がある。そこで、①地球温暖化をはじめとする環境問題全般に精通していること、②多様な事業者、NPO、専門家等との連携、協働が可能であること等が求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。そのため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、競争(プロポーザル)を行ったうえで、随意契約する。
なお、本事業のプロジェクトに対する寄付を受領したことから、寄付額相当分を増額する契約変更を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13番地
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）
16,500,000円
- 7 契約内容
 - (1) 学習会、環境啓発ブースの出展及びブース型学習会の募集・企画・運営
 - (2) みちづくり支援事業（地域のコミュニティと、脱炭素に資する経済活動を行う事業者等をマッチングし、コミュニティと事業者等の連携による脱炭素ライフスタイルの実践を目指すモデル事業）
 - (3) エコ学区への活動支援
 - (4) 取組の発信・周知の誘導
 - (5) 情報報告及び提供
 - (6) 京都環境賞への対応
 - (7) DO YOU KYOTO? クレジットの取りまとめ
 - (8) 実施計画等報告
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務については、地域ぐるみで地球温暖化について学び、その知識を地域活動に反映させることが必要である。そこで、①地球温暖化をはじめとする環境問題全般に精通していること、②地域活動に関わる業務の経験が豊富であること、③多様なエコ活動に関する講師又は団体の派遣が可能であること等が求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。そのため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、競争（プロポーザル）を行ったうえで、随意契約する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市脱炭素地域創出促進事業
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和4年6月1日
- 4 履行期間
令和4年6月2日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田2丁目4-9ブリーゼタワー1階 SYNTH
株式会社イー・コンサル
- 6 契約金額（税込み）
9,966,000円
- 7 契約内容
 - (1) 京都市脱炭素先行地域計画に関する調査及び検討
 - (2) 脱炭素地域創出支援（再生可能エネルギーを最大限に域内で利用できる地域・施設の調査・検討、候補地のCO2排出量正味ゼロの実現可能性や採算性等の調査）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、民生部門における電力消費に伴うCO2排出量正味ゼロを実現するために、効果的かつ実施可能な手法を検討する必要があり、事業者の専門性を活かし、調査・提案を求めることから、仕様書等で具体的な契約内容を規定することは難しく、価格のみで選定した場合では期待した結果が得られない可能性があるため、公募型プロポーザル方式をとり、各事業者の提案内容を評価したうえでの随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業に関する業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和4年6月1日
- 4 履行期間
令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）
60,000,000円
- 7 契約内容
 - (1) 太陽光発電システムから生まれる再生可能エネルギーを自家消費することで生じる「環境価値」のクレジット化等に関するプロジェクトの運営及びシステムの構築
 - (2) 広報
 - (3) 相談及び登録窓口
 - (4) 太陽光発電設備及び蓄電池の一体的な導入支援
 - (5) クレジット売却方法の検討
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務における、システムの構造やその機能、地域ポイント利用先の拡充手法、市民への利用促進方法等は、契約相手の専門的な技術力・企画力等により大きく異なり、価格以外の要素について比較したうえで、契約相手を選定することが不可欠であることから、公募型プロポーザル方式を取り、各事業者の提案内容を評価したうえでの随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度省エネ行動促進プログラム実施業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京内畑町4番3
特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議
- 6 契約金額（税込み）
9,844,750円
- 7 契約内容
 - (1) 家庭の省エネ診断に関する窓口業務
 - (2) 家庭の省エネ診断会の実施
 - (3) うちエコ診断士の派遣
 - (4) 診断士による各家庭に対する提案方法の管理・監督
 - (5) 効果測定及びアフターフォローの実施
 - (6) 診断方法の運用改善及び診断士の研修
 - (7) 二酸化炭素削減効果の分析及び資料作成
 - (8) 周知
 - (9) 連絡・調整
 - (10) 報告
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、エコ学区等に対して「家庭の省エネ診断」を実施する必要がある。そこで、①「うちエコ診断」の実施機関であること、②本業務を実施可能な「うちエコ診断士」の人数が確保されていること、③地球温暖化問題や省エネ等に精通していること、④地域活動に関わる業務の経験が豊富であることが求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。

そのため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、競争（プロポーザル）を行ったうえで、相手方との随意契約とする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金の申請確認等業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和4年9月12日
- 4 履行期間
令和4年9月13日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階
一般社団法人京都府建築士事務所協会
- 6 契約金額（税込み）
6,957,500円
- 7 契約内容
 - (1) 補助金の説明及び相談への対応
 - (2) 太陽光発電設備及び蓄電池の導入に関する問い合わせへの対応
 - (3) 申請書類等の確認
 - (4) 申請者等への注意喚起
 - (5) 確認後の申請書類等の送付
 - (6) 補助金申請状況の報告
 - (7) 補助金等の普及啓発
 - (8) 問合せ及び相談窓口の設置期間
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業における、補助金の普及啓発等は、契約相手の専門的な企画力等により大きく異なり、価格以外の要素について比較したうえで、契約相手を選定することが不可欠であることから、公募型プロポーザル方式をとり、各事業者の提案内容を評価したうえでの随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
し尿収集及び運搬業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽角田町89番地
京和産業株式会社

京都市南区吉祥院新田二ノ段町58番地の2
有限会社大成浄美社

京都市西京区桂上野中町249番地
大同興業株式会社

京都市南区上鳥羽川端町21番地の1
有限会社和田産業

京都市南区上鳥羽南鉾立町48番地
有限会社共栄産業

京都府亀岡市安町大池11番地
日進浄化槽センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）259,134,084円
- 7 契約内容
本市の市域内のくみ取り便所において発生するし尿を収集し、し尿前処理施設に運搬する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を含む一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条において、受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を

有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることを求めている。

上記の要件を満たし、かつ、本市市域内の地理的条件等に精通し、長年の経験に基づく信用、技術により、円滑に業務を実施する能力を有する業者は、上記契約先である6業者のみであるため、本業務について随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
し尿前処理施設保守管理業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区今橋2丁目5番8号
三菱化工機アドバンス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,884,300円
- 7 契約内容
し尿前処理施設の点検整備を行い、機能を損なうことなく正常に稼働させるために、経常の整備及び保守点検を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
し尿前処理施設は、三菱化工機株式会社の独自技術による設備の他、同社の設計及び設計思想を基にした指示に基づき、他社が製作した設備等を使用している。これら一連の設備全体をソフトウェアにより制御し、各設備が密接に連携しながら、施設全体が最適な稼働状態となることで、し尿等を最適な状態で下水道に放流するために必要な性能を発揮している。
したがって、本業務のためには、個々の機器の構造及び詳細な技術情報だけではなく、各設備において必要な同社の独自技術及び施設全体の構造及び関連性を把握していることが必要である。
本業務において必要な施設の詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、詳細な情報を有する者は本設備のプラントメーカーである三菱化工機株式会社以外に存在しないが、三菱化工機株式会社が設置したプラント設備に係る維持管理、メンテナンス及びアフターサービスに係る業務については、それらを専門とした同社の子会社である三菱化工機アドバンス株式会社が担当しており、本業務を履行できる者は同社に限定されるため、同社との間に随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
リユースびん等の拠点回収に係る業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区島津町152番地
京都硝子壺問屋協同組合
- 6 契約金額（税込み）
14,243,805円
- 7 契約内容
リユースびん等の回収、洗浄を行いリユースびん市場に循環させる。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
リユースびん（リターナブルびん）拠点回収事業は、京都市内全域において、リユースびんの利用及び回収、再使用を促進することを目的としている。そのため、当該業務の遂行には、リユースびんの回収から出荷までを一貫して実施できる体制、多種多様なリユースびんとワンウェイびんの選別についての専門知識、及びリユースびんを洗浄する技術を必要とするとともに、リユースびんを確実にリユースできる酒造メーカーへの販路を確保していることが必須である。当該能力を有するのは、国内では専門の洗びん業者のみであり、全国びん商連合会によりエリアごとの洗びん業者が決まっていることから、京都エリアにおける洗びん業者は京都市硝子壺問屋協同組合のみである。
このため、その性質が競争入札に適しない契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当することから、京都市硝子壺問屋協同組合と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
使用済み蛍光管の処理・処分等業務
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区高麗橋2丁目1番地2号
野村興産株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,280,000円
- 7 契約内容
「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」（以下「処理計画」という。）に基づき、蛍光管の安全で適正な処理・処分を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「水銀に関する水俣条約」の採択や、自治体に水銀含有製品の適正な処理の努力義務を課した「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の公布など、近年、水銀含有製品の安全で・適正な処理の推進が求められている。
こうした背景の下、公益社団法人全国都市清掃会議（以下「全都清」という。）と厚生省（当時）が、安全で適正な蛍光管の処理を担保するため、「処理計画」を策定しており、本市においても、更に適切な処理を行うため、全都清の「処理計画」に基づき蛍光管の処理・処分等を行うこととした。
「処理計画」では各業務を行う委託業者があらかじめ指定されており、処理・処分については、野村興産株式会社が実施することとされているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの2-2-(1)-ウに基づき、同社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（北部まち美化事務所 ほか10施設）
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都品川区東品川三丁目6番5号
株式会社V-Power
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）38,538,971円
- 7 契約内容
まち美化事務所等における電力の供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は、令和3年11月（令和3年11月19日公告、令和4年1月12日開札）に入札を実施したが、応札者がなく不成立となった。このため、複数者に見積依頼を行った結果、株式会社V-Powerから予定価格の範囲内の見積書の提出があったことから下記根拠法令に基づき随意契約した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度一般廃棄物処分委託（南部クリーンセンター・焼却灰分）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
予定総額 118,877,000円
- 7 契約内容
南部クリーンセンターから発生する焼却残滓（焼却灰分）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度一般廃棄物処分委託（東北部クリーンセンター・焼却灰分）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
予定総額 65,549,000円
- 7 契約内容
東北部クリーンセンターから発生する焼却残滓（焼却灰分）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度一般廃棄物処分委託（北部クリーンセンター・焼却灰分）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
予定総額 73,326,000円
- 7 契約内容
北部クリーンセンターから発生する焼却残滓（焼却灰分）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度一般廃棄物処分委託（南部クリーンセンター・ばいじん分）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
予定総額 44,440,000円
- 7 契約内容
南部クリーンセンターから発生する焼却残滓（ばいじん分）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度一般廃棄物処分委託（東北部クリーンセンター・ばいじん分）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
予定総額 51,106,000円
- 7 契約内容
東北部クリーンセンターから発生する焼却残滓（ばいじん分）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度一般廃棄物処分委託（北部クリーンセンター・ばいじん分）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
予定総額 25,553,000円
- 7 契約内容
北部クリーンセンターから発生する焼却残滓（ばいじん分）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（水垂排水処理施設）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅新電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
予定総額 5, 279, 106円
- 7 契約内容
京都市東部山間埋立処分地ダムサイト管理事務所の電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は令和3年11月（令和3年11月19日公告、令和4年1月12日開札）に入札を実施したが、応札者がなく不成立となった。
このため、入札参加資格の条件となっている「京都市電力調達に係る環境配慮契約方針」の評価基準を満たす小売電気事業者6者及び令和元～3年度分入札時に評価基準を満たしている小売電気事業者1社に見積依頼を行うと共に価格交渉を行った結果、丸紅新電力（株）から予定価格の範囲内の見積書の提出があったことから（その他の6者は見積辞退）、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン6）に基づき丸紅新電力（株）を契約の相手方とし随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 8 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（京都市西部圧縮梱包施設）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅新電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）7,183,112円
- 7 契約内容
京都市西部圧縮梱包施設で使用する電力の需要に応じて供給するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は、令和3年11月（令和3年11月19日公告、令和4年1月12日開札）に入札を実施したが、応札者がなく不成立となった。このため、入札参加資格の条件となっている「京都市電力調達に係る環境配慮契約方針」の評価基準を満たす小売電気事業者に見積依頼を行うと共に価格交渉を行った結果、丸紅新電力（株）から予定価格の範囲内の見積書の提出があったことから下記根拠法令に基づき随意契約した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 8 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町27番地の1
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会
- 6 契約金額（税込み）
16,981,000円
- 7 契約内容
京都市北部クリーンセンター関連施設の管理、必要経費（共用部分に係る電気、水道料金、電話使用料、テレビ受信料等）の支払、その他センターの円滑な運営を推進するために必要な業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市北部クリーンセンター関連施設（以下「関連施設」という。）は、北部クリーンセンターの建替えに際し、地元便益を目的として建設された施設である。関連施設には、やまごえ温水プールに加え、グラウンドや会議室が設置され、地元住民など多くの利用を得ている。
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会（以下「協会」という。）は、関連施設の温水プールの管理運営のために設立された団体で、本市環境政策局適正処理施設部長等が理事を務める。
本件委託業務は、温水プールの管理運営をはじめ、グラウンドや会議室の貸出業務、更には、公共料金の支払い等、地元便益施設としての関連施設全体の管理運営業務である。
関連施設は、その建設経緯から、地元地域住民を中心とした利用形態となっており、運営委託先の経営努力により、経済的メリットを見出せる余地は極めて少なく、更には地元便益施設の円滑な運営という行政目的を達成するためには、周辺地域住民との関係上、一定の行政関与が必要である。
本件について入札を行った場合、委託先が変わることを前提とせざるを得ず、落札業者が地元住民との信頼協力関係を安定して築くことが困難となった場合、関連施設の運営のみならず北部クリーンセンターの運営についても地元の十分な協力と理解を得られなくなる。
以上の理由から、本件は競争入札による契約にはなじまず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、契約の相手方として協会を選定する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町本多上野84
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会
- 6 契約金額（税込み）
153,595,000円
- 7 契約内容
京都市南部資源リサイクルセンターの管理運営業務（施設の管理運営及び資源物の選別処理）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の公の施設である横大路福祉工場について、平成11年度から、南部資源リサイクルセンターとしてリサイクル業務を実施している。
この横大路福祉工場は、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会が平成29年4月1日から令和4年3月31日まで、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者となっており、南部資源リサイクルセンターの資源ごみの選別及び中間処理業務についてはその指定管理業務の範囲外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。
さらに、同協力会はこれまでからも本市から委託を受けて南部資源リサイクルセンターを運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 3 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市北部資源リサイクルセンター運転維持管理業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院東中水町8・9番地
京都かんきょう株式会社
- 6 契約金額（税込み）
642,997,080円
- 7 契約内容
京都市北部資源リサイクルセンターの管理運営業務（施設の管理運営及び資源物の選別処理）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市北部資源リサイクルセンターは、缶・びん・ペットボトルの再資源化施設として平成19年1月に竣工し、設立当初から、障害者の一般就労の場としても位置付けてきたところである。本施設で行っている一般廃棄物の再資源化及び障害者雇用は、両事項とも本市の重要な施策であり、今後も継続して取り組むべきものである。

このため、本施設の資源ごみの中間処理業務及び設備の維持管理業務については、令和4年度以降も引き続き、再資源化に係る適正な処理と安定的な稼働を行うとともに、障害者の就労の場を確保していく必要がある。

しかし、一般競争入札による契約では、仕様書に従事する障害者の人数を指定することは運転維持管理業務を遂行する上で必然性がないため記載することが出来ず、また、資格要件として障害者雇用人数を設定した場合、その条件をクリア出来る業者が少なくなり競争性が働かなくなる恐れがある。

については、価格競争による業者選定ではなく、障害者雇用や業者それぞれのノウハウ・経験・実績等を活かした提案を比較することにより、障害者の人数を現状以上確保することができ、適正処理及び安定稼働に努め、確実に再資源化業務を履行できる業者を選定する必要がある。

よって、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」の随意契約を行うことができる場合の基準「2(4)契約の目的を効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素(契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等)における競争(コンペ、プロポーザル)に

よって契約の相手方を選定する必要があるもの(令第167条の2第1項第2号)」に基づき随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、参加申請書及び提案書の提出があった1社に対し、選定委員会が選定評価基準に基づき評価した結果、京都かんきょう株式会社を受託候補者として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市横大路学園プラスチック製容器包装中間処理業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町本多上野84
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）72,429,390円
- 7 契約内容
プラスチック製容器包装の中間処理及び処理過程に発生する異物の搬送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の公の施設である京都市横大路学園では、平成19年度から、本市が収集したプラスチック製容器包装の選別及び中間処理を行っている。
京都市横大路学園は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会を平成29年4月1日から令和4年3月31日の間、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者に指定しており、横大路学園のプラスチック製容器包装の選別及び中間処理業務についても、指定管理業務外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。
さらに、同協力会はかねてから本市からの委託を受けて横大路学園を運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 3 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度混色カレット選別再資源化業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市城東区中浜2丁目11番11号
株式会社タカハシ
- 6 契約金額（税込み）
予定総額 10,656,360円
- 7 契約内容
京都市北部資源リサイクルセンター及び京都市南部資源リサイクルセンターにおいて、缶・びん・ペットボトルを選別する際に発生する混色カレット（「混色カレット」とは、上記施設のガラスびん選別ラインにおいて色選別できなかった、おおむね大きさ10mm前後の色混合のガラス片及び不純物等である。）の中から、ガラスびんの原料として資源化できるものを選別する再資源化業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
混色カレットは、売却や（公財）日本容器包装リサイクル協会への引渡しが出来ないものであるため、通常は埋め立て処理するが、埋立処分地の延命化のために再資源化を行う必要がある。
（株）タカハシは、選別不適物である混色カレットをさらに各色（白色、茶色、その他色）に色選別し、ガラスびんの方法へ再資源化する独自処理システムを有しており、当該処理システムが他社へ開示されていないことから、本業務を履行できる唯一の相手方である。
なお、混色カレットの再資源化にあたっては、ガラスびんの方法への再資源化以外に アスファルト舗装の再生骨材への再資源化という従来手法もあるが、再生骨材は需要が少なく、製造コストが高いため、本業務によるガラスびんの方法への再資源化の方が著しく安価で契約することが可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
J F Eエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,080,000円
- 7 契約内容
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、

プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されおらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できない。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーであるJFEエンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和4年8月1日
- 4 履行期間
令和4年8月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
J F Eエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
76,780,000円
- 7 契約内容
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、

プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーであるJFEエンジニアリング㈱と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市北部クリーンセンター他プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
264,000,000円
- 7 契約内容
北部クリーンセンター及び北部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北部クリーンセンターは、燃やすごみ等を受け入れ、焼却処理を行うとともに蒸気タービン発電機で熱回収を行う施設である。また、公害防止対策として、自動燃焼装置（ICC）による完全燃焼や湿式ガス洗浄塔、触媒脱硝塔による排ガス処理、排水についても排水処理設備による有害物質の除去を行っている。
北部資源リサイクルセンターは、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトル（以下、資源ごみという。）を受け入れ、袋や異物を除去し、アルミ缶、スチール缶、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後に、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。
いずれも発注仕様書に基づく性能発注により建設された廃棄物処理施設であり、本施設のプラント設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことからプラント設備の点検、補修、調整等の保守管理業務においては、公開されていない専門的なプラントメーカーの独自技術が必要となる。
本委託業務において必要な機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定されている。
前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーであるクボタ環境サービス

株式会社と随意契約を締結している。

なお、建設したプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器、施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,940,000円
- 7 契約内容
横大路学園プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

また、横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和4年9月30日
- 4 履行期間
令和4年10月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,990,000円
- 7 契約内容
横大路学園プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

また、横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市西部圧縮梱包施設プラント設備保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
株式会社タクマ
- 6 契約金額（税込み）
9,394,000円
- 7 契約内容
西部圧縮梱包施設プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、旧西部クリーンセンターの建屋を再利用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が生かされており、これらメーカーの特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、プラントメーカーの独自技術が必要となる。

また、本委託業者において必要な設備に関する詳細な技術情報は他社には公開されておらず、本施設を建設したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである株式会社タクマと随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田北三ツ杭町84番地
環境計測株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,378,000円
- 7 契約内容
各クリーンセンターにおいて、焼却炉の運転状況を監視するために設置している塩化水素濃度等連続分析計の性能維持を目的とし、機能を損なうことなく正常に稼働させるために必要な定期点検整備を主とした保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
次のように、契約の履行に必要な技術情報を有する者が特定の1者に限られ、他の者では契約を履行することができず競争入札に適しないため、機器の製造者から指定された唯一の代理店である環境計測株式会社と随意契約を締結する。

(1) 経緯

塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託については、従前から、機器の製造者であり契約履行に必要な技術情報等を保有する京都電子工業（株）と随意契約（地方自治法施行令167条の2第1項 第2号）を締結してきたが、同社から令和4年度以降の本委託について、保守業務を行う技術者が減少し履行困難であるなどの理由により、本市との契約を辞退する旨が示された。

京都電子工業（株）からは、本機器の保守管理業務に係る代理店として環境計測（株）を指定とする旨が示されており、本委託業務に必要な技術情報等を製造者から提供を受けかつ実施可能な業者は環境計測（株）1社に限られることとなった。

(2) 契約履行に必要な技術情報等

契約を履行する者は、次のような技術情報等を有している必要がある。

ア 保守点検

(ア) 機器の構造等に関する技術情報

保守点検時に正常に稼動するかどうかの確認を行うためには、点検対象機器の機能について正確な技術情報を有していなければならない。また、部品交換を行うためには、点検対象機器の内部構造についても正確な技術情報を有していなければならない。

(イ) 各機器の演算プログラム等に関する技術情報

連続分析計の情報処理制御システムを構成する部分については、内蔵された演算プログラムによってデータが処理されている。また、その他のプラント各機器の分析データを取り込み、演算プログラムで適正処理し、制御されている。システム又は各機器全体について非正常な状態にあると判断されるため原因を解析しようとするとき、又は不具合について修復作業を行おうとするときは、各演算プログラムの内容について詳細な情報を有していなければ相互間のデータの調整が実施できない。

(ウ) 保守点検業務の適用範囲

保守点検業務内容には軽微な修理を伴う業務であるため、保守点検に必要な技術情報を有することに加え、さらに軽微修理の手順、方法等に関する技術情報、交換のためのプログラム及び特殊部品の入手が可能であることが必要となる。

(3) 必要な技術情報等を有する者

各演算プログラムは、製造業者が独自技術を用いて製造したもので、機器の構造、プログラムの内容等の必要な技術情報は、製造業者である京都電子工業（株）のみが有しており、指定代理店である環境計測（株）を除いては、本市を含め他の者へは供与しておらず、また、公開もしていない。

さらに、交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である京都電子工業（株）のみが有しており、指定代理店である環境計測（株）以外の者へは供与していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報等をすべて有しているのは、京都電子工業（株）の指定代理店である環境計測（株）に限られている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市南部資源リサイクルセンター整備工事
ただし、自動火災報知設備改修工事
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和4年7月19日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和5年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区唐橋西平垣町7番地2
能美防災株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,720,000円
- 7 契約内容
京都市南部資源リサイクルセンターにおける自動火災報知設備のうち、受信機、中継器、副受信機、感知器（1組）を更新するために改修工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事は、既存の自動火災報知設備における機器の一部を更新するものである。それぞれの機器は密接に連携して初めて機能を満たすものであり、メーカー独自の技術やノウハウを駆使して設計・製品製造及び施工している。そのため他社製品との互換性は保証されないことから、既に使われている設備の製造業者でないと改修できない。
以上のことより改修工事が可能な業者は、既存設備の製造業者である能美防災株式会社の1社のみであるため、同社と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式	2,963,930	
計			2,963,930	
共通費				
共通仮設費	1	式	150,565	
現場管理費	1	式	1,525,720	
一般管理費等	1	式	779,785	
計			2,456,070	
工事価格	1	式	5,420,000	
消費税等相当額	1	式	542,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	5,962,000	

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
南部資源リサイクルセンター	1	式	2,963,930	
計			2,963,930	

電気設備工事 科目別内訳

南部資源リサイクルセンター									
名	称	数	量	単	位	金	額	備	考
火災報知設備		1		式		2,852,930			
発生材処理		1		式		111,000			
	計					2,963,930			

電気設備工事 中科目別内訳

南部資源リサイクルセンター					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
火災報知設備	自動火災報知	1	式	2,852,930	
計				2,852,930	
発生材処理	発生材運搬	1	式	37,000	
発生材処理	発生材処分	1	式	74,000	
計				111,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）
54,670,000円
- 7 契約内容
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検、保守、整備等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。
ごみ処理施設においては、プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき、他者が製作した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。したがって、ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。
また、ごみ処理施設の性質上、常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから、各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他、故障や性能低下等の非常事態が発生したときには、故障復旧等迅速な対応が必要であるが、そのためには、各機器の構造等、詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。
以上のとおり、本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には、公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため、当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日
令和4年7月29日
- 4 履行期間
令和4年8月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）
248,270,000円
- 7 契約内容
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検、保守、整備等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。
ごみ処理施設においては、プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき、他者が製作した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。したがって、ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。
また、ごみ処理施設の性質上、常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから、各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他、故障や性能低下等の非常事態が発生したときには、故障復旧等迅速な対応が必要であるが、そのためには、各機器の構造等、詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。
以上のとおり、本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には、公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため、当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム
保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市南初島町12番地の6
株式会社アセック
- 6 契約金額（税込み）
12,430,000円
- 7 契約内容
本システムを常に良好な運転状況に維持するため、各機器及びシステム全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替え、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて行う各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、ネットワークシステムを構築する各プログラムについて正確な技術情報、臨時点検・整備等契約の履行に必要な技術情報を有する者が、システムを構築した株式会社アセックに特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適しないため、株式会社アセックと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本システムのプログラムは、株式会社アセックが独自技術を用いて構築したもので、ネットワークを介しての機器との接続、プログラムの内容等の必要な技術情報は、製造業者である株式会社アセックのみが有しており、本市を含め他の者へは供与しておらず、また公開もしていない。

さらに、交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である株式会社アセックのみが有しており他へは供与していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報をすべて有し、かつ契約の履行が可能な者は株式会社アセックに限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区吉祥院宮の東町2番地
株式会社堀場テクノサービス
- 6 契約金額（税込み）
8,250,000円
- 7 契約内容
排ガス濃度連続分析計が所定の機能を継続して発揮するよう、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応(点検、部品交換、軽微な修理等)を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、各機器の排ガス濃度測定プログラムに関する技術情報、臨時点検・整備等、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、株式会社堀場テクノサービスに特定され、他のものでは契約を履行することができず競争入札に適さないため、株式会社堀場テクノサービスと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
排ガス濃度連続分析計は、(株)堀場製作所が独自技術を用いて製造したもので、機器の構造、排ガス濃度測定プログラムの内容等の必要な技術情報は、(株)堀場製作所のみが有している。しかしながら、(株)堀場製作所のメンテナンス部門が分社し移管した為、(株)堀場テクノサービスにその技術情報を供与している。

交換に必要な排ガス濃度測定プログラム及び特殊部品についても(株)堀場テクノサービスのみ
に供与しており、他へは供与、公開していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報等をすべて有しているのは、(株)堀場テクノサービス
に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託(その1)
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号清和梅田ビル
川崎重工業株式会社 関西支社
- 6 契約金額(税込み)
359,700,000円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託

業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和4年6月27日
- 4 履行期間
令和4年6月28日から令和4年9月27日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京徳大寺町1番地
島津システムソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,530,000円
- 7 契約内容
プラント機器（計装設備）の性能を維持するため、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
各計装機器の大部分は、株式会社島津製作所が設計製作したものであり、これらの製品のメンテナンス部門を担当する島津システムソリューションズ株式会社は、独自の技術が数多く使用された計器等について原理、構造、構成部品の細部に至るまで熟知し、また、保守管理を的確かつ効率的に実施できる技術を有する者が、島津システムソリューションズ株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、島津システムソリューションズ株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8項「随意契約の理由」に同じ
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市東北部クリーンセンター2号炉第1放射室ボイラ水管整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和4年6月30日
- 4 履行期間
令和4年7月1日から令和4年10月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
57,750,000円
- 7 契約内容
2号炉の燃焼ガス冷却設備である第1放射室ボイラ水管の整備を実施するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者

は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和4年度京都市東北部クリーンセンターNo.1金属コンベヤベルト整備委託

2 担当所属名

環境政策局東北部クリーンセンター

3 契約締結日

令和4年9月16日

4 履行期間

令和4年9月20日から令和4年10月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）

8,250,000円

7 契約内容

No.1金属コンベヤは、磁選機により焼却灰から回収された鉄を搬送し、No.2金属コンベヤを経由し、ピットに搬送する装置である。令和4年9月1日にNo.1金属コンベヤのベルトが破損し、回収された鉄の搬送が困難になり、焼却灰からの鉄回収を停止した。

焼却灰からの鉄回収を再開させるため、破損したベルトの整備を実施する

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

東北部クリーンセンターのプラント設備は、プラントメーカーである川崎重工業株式会社の設計・施工により、各法令等を遵守し安定してごみの処理ができるよう性能発注し、設計・施工された総合プラントである。

本整備では、No.1金属コンベヤベルトの交換を実施するものである。

No.1金属コンベヤは、金属回収設備を構成する装置であり、焼却炉でごみを燃焼させた後に発生する焼却鉄を選別、搬送するための設備である。本整備を行うためには、金属回収設備の性能、構成部品の規格、寸法等の情報を保持し、他に公開されていない技術知見が必要不可欠である。また、No.1金属コンベヤはダイオキシン類を含む残灰が付着した焼却鉄を搬送するため、整備にあたってはダイオキシン類ばく露対策などプラントメーカーのノウハウが必要となる。さらに、本施設の機器や制御システムの設計及び構成は、プラントメーカーのノウハウに基づいた独自技術を用いており、その情報等は公開されていない。

以上の理由により、これらの必要条件を全て満たす者は、設計・施工を行ったプラントメーカー

の川崎重工業株式会社の1者のみであるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-（1）-イ-（イ））により、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託(その2)
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和4年9月30日
- 4 履行期間
令和4年10月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号清和梅田ビル
川崎重工業株式会社 関西支社
- 6 契約金額(税込み)
35,200,000円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託

業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京徳大寺町1 島津製作所N5号館3F
株式会社島津アクセス京都支店
- 6 契約金額（税込み）
11,129,756円
- 7 契約内容
排ガス濃度連続分析計の性能維持を目的に機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
排ガス濃度連続分析計は、株式会社島津製作所が独自技術を用いて製造したもので、排ガス濃度測定プログラムの内容、機器の構造等、契約の履行に必要な技術情報は、株式会社島津製作所のみが有している。
しかしながら、株式会社島津製作所はメンテナンス部門を持たず、唯一、株式会社島津アクセスにのみ技術情報を供与し、メンテナンス業務を実施させている。また、部品交換に必要な排ガス濃度測定プログラムについての情報及び特殊部品についても株式会社島津アクセスのみに供与しており、他へは供与していない。
上記の技術情報等は、本分析計を独自開発した製造業者から技術情報の供与を受けている株式会社島津アクセスのみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため随意契約する。
なお、以前は当該業務を島津システムソリューションズ株式会社が受託していたが、分社により、株式会社島津アクセスが当該業務分野を引き継いでいる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市東部山間埋立処分地 車両管理システム保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市東成区東小橋1丁目12番10号
シンワシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,800,000円
- 7 契約内容
京都市東部山間埋立処分地に搬入する車両を自動計量し、入退出管理を行うための車両管理システムの保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
車両管理システムは、一連の設備がすべて連動しており、独自のソフトウェアにより統合・制御されている。同システムを保守・点検するためには、システム全体を制御している独自のソフトウェアを含め、システム全体に関する知識、情報等を有していることが必要である。
上記の独自のソフトウェア、システム全体に関する知識、情報等は、本車両管理システムを設計施工したシンワシステム株式会社のみが有していることから、本件業務を遂行できるのは同社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（京都市東部山間埋立処分地ダムサイト管理事務所）
- 2 担当所属名
環境政策局埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅新電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
予定総額 13,161,242円
- 7 契約内容
京都市東部山間埋立処分地ダムサイト管理事務所の電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は令和3年11月（令和3年11月19日公告、令和4年1月12日開札）に入札を実施したが、応札者がなく不成立となった。
このため、入札参加資格の条件となっている「京都市電力調達に係る環境配慮契約方針」の評価基準を満たす小売電気事業者6者及び令和元～3年度分入札時に評価基準を満たしている小売電気事業者1社に見積依頼を行うと共に価格交渉を行った結果、丸紅新電力（株）から予定価格の範囲内の見積書の提出があったことから（その他の6者は見積辞退）、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン6）に基づき丸紅新電力（株）を契約の相手方とし随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 8 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他